

大道芸部 規約

第1条 名称

本団体は、島根県立大学大道芸部と称する。

第2条 目的

本団体は、大道芸をすることで、趣味や個性を豊かにしたり、地域のイベントに参加し地域の方々とのふれあいを通じて豊かな表現力を身に着けたりすることを目的とする。

第3条 会計

会計年度は、毎年6月1日に始まり翌年5月末日に終了するものとする。なお、年度初めに予算計画を作成するとともに、年度末に決算を行うものとする。

第4条 会費

会費は、1人当たり年額1000円とし、新年度4月、10月の2度に分けて徴収することとする。

第5条 役員

本団体は、次の役員で構成する。

- 1) 部長1名 … 本団体を代表し、主に外部からの依頼を受け持つ。
- 2) 副部長1名 … 部長を補佐し、部長に事故等ある時若しくは不在の時はその職務を代行する。
- 3) 会計1名 … 会計事務を処理する。

第6条 決議

本規約に定めのない事項については部員の話し合いにより決する。

第7条 改廃

本規約は、全部員の会議により改廃される。

附則

この規約は、平成12年6月14日から施行する。